

資料 1-2

府 食 第 380 号
令和 3 年 6 月 22 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋
(公 印 省 略)

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 3 年 6 月 16 日付け厚生労働省発生食 0616 第 3 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 40 品目については、いずれも既に食品健康影響評価結果を通知したところであり、当該農薬等のはちみつ中の残留基準を設定することは、当該評価結果及びばく露評価結果から人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められないため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. アシノナピル
2. アミスルブルム
3. アメトクトラジン
4. イマザピル
5. エトキサゾール
6. オキサチアピプロリン
7. カスガマイシン
8. グリホサート
9. クロラントラニリプロール
10. クロルフルアズロン
11. シアゾファミド
12. シエノピラフェン
13. シクラニリプロール
14. シフルフェナミド
15. ジフルベンズロン
16. シフルメトフェン
17. スピネトラム
18. スピノサド
19. ゾキサミド
20. テトラニリプロール
21. ピカルブトラゾクス
22. ピラジフルミド
23. ピリオフェノン
24. ピロキサスルホン
25. フェンピコキサミド
26. フエンヘキサミド
27. フルオキサストロビン
28. フルキサメタミド
29. フルチアニル
30. フルトラニル
31. ブロフラニリド
32. プロヘキサジョンカルシウム塩
33. ヘキシチアゾクス
34. ベンチアバリカルブイソプロピル
35. マンジプロパミド
36. マンデストロビン
37. メソトリオン
38. メチルテトラプロール
39. メトラフェノン
40. メフェントリフルコナゾール